

指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成27年7月30日（木） 開会時間 午前10時56分
閉会時間 午後5時43分

場 所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 遠藤 浩
副委員長 卯月 政人
委員 高野 剛 塩澤 浩 桜本 広樹 皆川 巖
山下 政樹 猪股 尚彦 佐藤 茂樹 早川 浩
上田 仁

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

県土整備部長 大野 昌仁 県土整備部次長 古屋 金正
県土整備部技監 大久保 勝徳 県土整備部技監 内田 稔邦
県土整備部総括技術審査監 松永 久士 県土整備総務課長 清水 正
都市計画課長 望月 一良 建築住宅課長 渡井 攻
福祉保健部長 吉原 美幸 福祉保健部次長 相原 正志
福祉保健総務課長 前嶋 健佐 障害福祉課長 中山 吉幸
長寿社会課長 内藤 梅子

産業労働部長 平井 敏男 産業労働部次長 上小澤 始 産業政策課長 立川 弘行
産業人材課長 萩原 憲二
農政部長 橘田 恭 農政部次長 大熊 規義 農政部技監 渡邊 祥司
農政総務課長 丹澤 尚人 畜産課長 駒井 文彦
教育長 阿部 邦彦 教育次長 深澤 肇 教育委員会総務課長 小島 良一
社会教育課長 相河 竜治

企画課長 上野 直樹 行政改革推進課長 石原 啓史

議題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

会議の概要

審査に先立ち行政改革推進課長から資料について説明があった。午前10時56分から11時27分まで県土整備部、福祉保健部所管の指定管理施設関係、休憩をはさみ、午後1時4分から午後5時43分まで産業労働部、農政部、教育委員会所管の指定管理施設関係（午後1時15分から午後1時33分まで、午後1時47分から午後1時55分まで、午後2時15分から午後2時46分まで、午後3時21分から午後3時45分まで、午後4時から午後4時29分まで休憩をはさんだ）の部局審査を行った後、障害福祉課長、長寿社会課長から山梨県青い鳥福祉センターに関する報告があった。

山梨県笛吹川フルーツ公園（県土整備部）、山梨県聴覚障害者情報センター（福祉保健部）関係

（山梨県笛吹川フルーツ公園について）

桜本委員 平成 25 年度から有料施設利用数の桁が変わってきたのですが、いきさつを説明してもらえますか。

望月都市計画課長 有料施設の利用者数につきましては、委員御指摘のとおり、指定管理施設概要説明書 3 ページの利用状況でございますとおり、平成 22 年度は 4 万人、23 年度は 3 万 8,000 人、24 年度も 3 万 8,000 人だったところ、25 年度は 2,000 人余、それから、26 年度は 1,000 人余に落ち込んでおります。これにつきましては、先ほどわんぱくドームという施設の説明をさせていただきましたけれども、この施設は、もともと中が熱帯温室で熱帯の植物を展示する施設で、有料施設となっております。ただ、その維持管理費に相当な経費がかかるのに比べまして利用者数が落ち込み、施設の利用料収入も減ってきた状況を踏まえまして、施設の中身を改修し、現在は無料の施設として遊具を設置して、公園を訪れる一般の方に使用していただいている状況です。有料施設を廃止したことによる利用者数の変動となっておりますので、よろしく願いいたします。

桜本委員 それであれば、先ほど別添の資料としていただいた「主な施設内容及び改築工事の状況」の中で、何年に改築したかを書かなきゃいけないじゃないですか。せっかく再提出して、こうやって時間をかけていただいたにもかかわらず、このわんぱくドームはいつ改修したかが、もう漏れているじゃないですか。この再提出された資料というのは、施設がどのぐらいのボリュームなのか、耐震の補強工事をしたのか、あるいは改修工事をしたのかが全然わからないから、何階建てで、どういう面積で、どういう部屋なのかわかるものを出してくださいとお願いして、ここまでまとめられてきた。その中で今質問をすると、実は何年の何月にこのわんぱくドームはこうしましたなんて新たな話が出てくると、今までやってきたことはどうなってしまうのですか。

石原行政改革推進課長 委員御指摘のとおり、この資料は改築だけということでやってしまいましたが、内容をよく精査すれば、当然改修であっても、利用状況に大きく影響しているところがございますので、ここへ改修工事の状況ということで説明してしかなるべきだったと思います。申しわけございませんでした。

遠藤委員長 委員会が指摘したのは、そういうことがわかるような資料をとということで指摘をしているわけで、これが私たちの要求が満たされていない資料だと判断しますが、いかがでしょうか。

石原行政改革推進課長 申しわけございませんでした。今後またよく精査させていただきたいと思っております。

桜本委員 今後と言って、去年もやって、今回もこういう指摘を受けてやっと出てきたのに、もうそろそろこの委員会も最終段階ですよ。にもかかわらずちょっと指摘すると、「済みません、それは漏れていました」では、この資料はどれだけの完成度なんですか。

ここまでして出てきた資料が「済みません。訂正してください。」という代物

ですか。

遠藤委員長 暫時休憩いたします。

（ 休 憩 ）

高野委員 その 8,000 幾らは表記されてないのでおかしいから聞いている。工事に幾らかかって、そのお金はどこから出ているのか、そのぐらい説明すべきだ。

望月都市計画課長 費用につきましては、工事費 8,500 万円でございます、これは都市公園建設費から支出させていただいております。

桜本委員 平成 26 年度の有料施設利用者数が 1,249 人で、それに伴って、施設利用料 19 万 5 29 円ということですが、これはどの有料エリアからの収入なのですか。

望月都市計画課長 1 つは、先ほどお配りしたパンフレットの中にくだもの工房という施設があります。この中に会議室とか調理研修室がございまして、そちらの利用料、それから、先ほど御紹介しましたくだもの広場にステージがございまして、そちらのステージの使用料といったものを 19 万 5 29 円の収入として得ている状況でございます。

桜本委員 例えば全体的な指定管理者委託料を収入に合わせると年間約 2 億 2,000 万ですよね。そこからの比重を考えると、逆に 19 万円ほどの有料料金というものは指定管理者に面倒見ていただいて全部フリーにして、中のものは全部一切かかりませんといった指定管理者とのやりとりはできませんか。

望月都市計画課長 有料施設の使用料につきましては、都市公園条例で定めさせていただいております、この条例で定めている施設利用料については指定管理者に徴収していただいている状況でございます。その施設の位置づけについては、条例でそういった施設からはお金をとらなければならないことになっているんですが、今後また検討させていただきたいと思っております。

桜本委員 2 年ほど前に 8,500 万円ほどの県費を使って改修工事をしてお客さんをふやそうとしているわけですから、平成 25 年が 18 万 9,000 円、26 年が 19 万と、こういった徴収をめぐる人件費のほうがかかると思うんです。そこまで投資してやっている事業であれば、19 万円足らずの金額にこだわらず、サービスの要素を含めて入場する方々にプラスアルファの考え方で来ていただいて、他の物品等を買っていただくとか、あるいは山梨県ならではのこの施設の目的に合うことに使っていただいたほうが、よりこの施設のサービス度が認知されていくんじゃないでしょうか。もう一度お答えください。

望月都市計画課長 無料化するということになれば、条例改正ということも考えていかなければならないわけですが、今の委員御提案の御趣旨に鑑みまして、今後検討させていただきたいと思っております。

桜本委員 検討していただくということですが、所管である都市計画課なのか、あるいは行政改革推進課の考え方を述べるのですか。

石原行政改革推進課長 それぞれの施設のあり方とか、今後どうしていくかということは、所管課と一緒に、何が一番住民福祉の向上につながるかという総合的な観点で検討しておりますので、今後そういうことも含めて所管課と検討してまいりたいと思っております。

（ 休 憩 ）

（山梨県聴覚障害者情報センターについて）

桜本委員 この指定管理を受けている社会福祉法人山梨県社会福祉事業団の説明をしていただけますか。そして、法人規定のどこに指定管理を受ける規定があるのか、規定がわかったら教えてください。要するに、この指定管理者が社会福祉法人と公益性を持つとか、社会福祉法人の法人目的があるかと思うんですが、どの位置に指定管理を請け負う規定があるのか教えていただけますか。

中山障害福祉課長 まず社会福祉事業団の概要ですが、代表者は新津理事長で、基本財産は 1,330 万円でございます。主な事業の内容ですが、養護老人ホーム豊寿荘、特別養護老人ホーム桃源荘とサテライト桃源荘、障害者の支援施設きぼうの家、もえぎ寮、はまなし寮、そして、児童養護施設の明生学園の管理を行っており、あわせてこの聴覚障害者情報センターの指定管理者ということで管理運営をしていただいております。職員は常勤換算で 312 名です。

それから、規定でございますが、手元に資料がございませんので、確認をしてお届けするというところでよろしいでしょうか。

桜本委員 社会福祉法人としてどういう規定に基づいて指定管理を行っているのかという、その根拠を示してもらいたいんです。

中山障害福祉課長 聴覚障害者情報提供事業自体が身体障害者福祉法に基づく事業でございますので、その実施について社会福祉法人の事業ができると把握をしておるんですが、規定については手元にございませんので、至急取り寄せます。

桜本委員 というのは、社会福祉法人として、ここに適正に出ている収支差額の利益の部分がこの法人自身にきちっと上げられているのかどうかということも含めて知りたいわけなんです。

中山障害福祉課長 指定管理期間は 26 年度から 5 年間でございますが、今年が 3 万 4,000 円余の収支差額が出ております。過去 18 年からずっと指定管理を行ってきておりますが、その間にたまりました収支差額を計算いたしますと 880 万円程度と把握しておりまして、決算的には次期繰越活動収支差額の中に入っていることを確認いたしております。

桜本委員 そういったことではなくて、社会福祉法人として指定管理を受けていますが、社会福祉法人の中にそういった受けられる規定があるのかどうかを指し示していただきたいということと、社会福祉法人に利益が出た場合、その利益がどういった配分をされているかについて、社会福祉法人法の会計基準の中で使い方が一般の企業とは違っているんです。そういったことがちゃんと精査できているのかということをお聞きしたいわけなんです。

中山障害福祉課長 社会福祉法人の新会計基準を今年までに入れることになっておりますが、その中では、委員御指摘のとおりでございます。目的を持たない積立金ができないようになっております。今のところはその他の積立金とか次期繰越活動収支差額という格好で処理をいたしておりますけれども、本年度中には特定の目的を持った積立金等に色分けをして整理されていくものと考えております。

桜本委員 今資料がないようであれば、きょうの委員会が終わるまでわかる資料をもって説明をしてください。

中山障害福祉課長 そのようにいたします。

（ 休 憩 ）

山梨県立中小企業人材開発センター（産業労働部）、山梨県立まきば公園（農政部）、山梨県立図書館（教育委員会）関係

（山梨県立中小企業人材開発センターについて）

山下委員 指定管理施設の管理業務・経理状況説明書の 3 ページで、利用状況をもう一度教えていただきたい。この施設の大前提となる労働者の職業能力育成や開発などが一番のメインになってくると思うんですが、残念ながら、3 ページの利用状況を見ると、職業訓練という一番のメインになるものが年々減って行って、その他の利用区分がふえているのはどういうことなのか。その他というのはどういう内容で、どのような利用しているのか。

萩原産業人材課長 その他につきましては、まず 1 つは研修とか講習です。これは企業が人材育成、職業訓練等のために研修、講習会の会場として使うということで、3 万人近くございまして、これが利用状況の中では一番多いです。そのほかに、会議等の打ち合わせですが、これは研修とか講習とは違い会議をするだけのものですが、これが 1 万人程度の利用ということで、20% ほどを占めております。そのほかに、企業が独自に実施する技能検定とか、健康診断の場所として利用するものがございます。その他の利用ということで、10% 程度の利用状況となっております。

佐藤委員 今の 3 ページになりますけれども、平成 23 年度から 6 万 6,000 人、あとは、24、25、26 年度と 3 年間、6 万人と目標値を定めてらっしゃるようですが、実際の利用者数は大体 4 万 9,000 人から 5 万 1,000 人ですけれども、2 割アップの目標値を持たれている根拠は何でしょうか。

萩原産業人材課長 まず、指定管理施設の管理業務・経理状況説明書 3 ページの利用者数の合計が実際の利用者数になってございます。例えば平成 23 年度でいいますと 5 万 1,549 人、26 年度でいいますと 5 万 1,726 人となっております。この目標値の設定でございまして、表の下に目標値の設定の考え方ということで書いてございます。過去の 3 年間の実績等をもとに、震災等の影響を加味して目標値が大体 6 万人ぐらいと定めたんですが、この施設は平成 2 年に国の雇用開発事業団が設置していたものを、平成 23 年度から県の施設として譲渡を受けたものであります。平成 2 年ごろの利用状況を勘案すると 6 万人ぐらいが適正な目標値かと思えます。もちろん実績のほうが上回ってしまったら目標値では

ございませんので、あまり到達できないような目標値でも困るわけで、6万人程度が適当ではないかということで一応定めてあるものでございます。

佐藤委員

2割アップが適当かどうかという部分ですが、あんまり変わっていません。平成23年度は当然東日本大震災がありましたから、6万6,000人という目標を立てたとしても不可能であったという部分があるかと思いますが、平成24、25、26年度は回復傾向にあるのかと思ったら、平成25年度は4万9,000人で、26年度はちょっとふえたということですが、2割アップ6万人という数字は過度ではないかなと思うんです。

その割には、山梨県職業能力開発協会には、6,700万円からの指定管理料が入って、そのうち2,200万円が中小企業人材開発センターに来ているわけですが、内訳を見れば、人件費が1,100万円、ほぼ半分が人件費代なんですよね。先ほど、リピーター確保というお話があったのですが、収支の支出を見ても、そのPRをしているという、例えば広告宣伝費が適当かどうかわかりませんが、そういったものは見当たらないわけです。見当たらないのに1万人も目標値を上げるとするのは、ちょっと過大な目標じゃないかと思うんです。広告宣伝費が何も無いのに、いたずらに1万人ふえるわけじゃないと思いますが、いかがでしょうか。

萩原産業人材課長 まず、平成25年度が4万9,556人ということで利用者数が下がってしまっています。これは大雪の影響で30日間程度施設が利用できなかったという事情があって下がってしまいましたが、平成26年度には復活しています。

御指摘のあった、支出の中に広告宣伝費、PR経費等が見込まれていないということですが、当然PRをしていくにはチラシなどが必要なんです、そういうものにつきましては管理運営費の中の、その他の経費に含まれているわけでございます。あとは、職業能力開発協会がセンターを管理する人たち4人の人件費を見込んでいるんですが、その方々だけではなくて、職業能力開発協会という組織を挙げてセンターの利用を呼びかけるということで、企業を訪問しております。

また、ポイントカード制度ですが、これは施設を10回利用すればポイントをサービスということで、1,000円を割り引く制度になっています。この割引については、協会から支出をするということで、センターの経費には出てこないことになっております。経理状況説明書の中には、広告宣伝費みたいなものは出てきませんが、そういう形で支出をしているところでございます。

佐藤委員

経理状況説明書4ページの下段に136万円とありますが、果たしてこれがチラシとして、1万人ふやす上で、どれくらいの効果が得られるのかというと、僕は得られないと思うんです。ですから、本当に目標値として6万人を挙げるのであるならば、これは先の話になりますから、平成26年度に限って申し上げますけれど、やっぱり過度な目標値ではなくて、実現できる数字で、そういう方々を呼び込む御努力をしていただきたいと思うんです。高いものを挙げておいてもしょうがない。つまり、現実にお呼びできることに力を注いでいただきたいと思えます。

萩原産業人材課長 委員御指摘のとおりだと思います。6万人という目標値がずっと到達できないまま来ているということで、目標値がちょっと高過ぎたのかなというところがございます。ただ、目標値は目標値であるのですが、もちろん今後、職業能力開発協会が、できるだけ目標値に近づけるような努力をしていただくよう

に、今後も指導してまいりたいと思います。以上です。

（ 休 憩 ）

（山梨県立まきば公園について）

桜本委員

まきば公園においては、自動販売機とかは設置してないんですか。

駒井畜産課長

まきば公園には設置しておりません。

桜本委員

レストランが中にあるということなんですが、これは収入としてどのようになっているんですか。

駒井畜産課長

同じ建物の中にレストランがございますが、レストランについては丘の公園が経営しておりますので、まきば公園の経営の収支には入っておりません。

桜本委員

それでは、工事だとか今までの建設だとか改築についても、その部分については丘の公園側から出ていることはないということですか。何か取り決めがあるんですか。

駒井畜産課長

まきば公園内の共同利用施設としまして企業局と工事等一緒にやったわけですが、平成 6 年度に農務部長と企業局長の間でまきば公園整備事業に伴う畜産資料展示施設とまきばレストランの共同施設の管理運営に対する覚書を取り交わして、企業局側と農政部で負担額を決定しております。

桜本委員

一般的に、その当時の 2 つの部署というのは、今の現状とは違うと思うんです。平成 6 年の丘の公園と今の状況というのは違うと思うんですが、その当時の覚書が今でも継続した覚書として組織上移行できるんですか。まきば公園側あるいは丘の公園側でどこかで一旦財産を分割するような協議を起こさなくてよかったですか。

駒井畜産課長

まきば公園とレストランの部分については、展示施設あるいはエントランスゾーン等について、全て利用の状況に基づきまして、一つ一つの施設について案分を算出しており、そのときの案分が今でも生きているという状況です。

桜本委員

私は何にも資料もありませんし、いきさつも知りません。ただ、今の課長の発言の中で、その当時の案分をきちっとしておかなければ、平成 6 年度と今の時代というのは違うわけですね。一方が企業局であってもこれは県の施設であるわけですから、その当時と今の現状というのは違うわけなんです。両方とも指定管理という動きをしている中で、もともと企業のまきば公園と丘の公園の案分ということで正式に資産を分けておかないといけないと思うんですが、今現在それはできているんですか。

駒井畜産課長

企業局側と農政部側で全て財産台帳上分けて登録してありまして、その辺の区分は全てしてございます。

（執行部説明）

（山梨県立図書館について）

桜本委員 請け負っている指定管理者が共同事業体ということなのですが、この共同事業体というのは、組織の中でこういった位置づけになるんですか。

相河社会教育課長 請け負っていますのが、いわゆる山日 Y B S の山梨グループ、甲府ビルサービス、NTTファシリティーズという。

桜本委員 そういうことを聞いているんじゃない。そういうことじゃなくて、有限会社なのか、株式会社なのか、合資会社なのか、それを聞いているわけです。

相河社会教育課長 あくまでも共同事業体でして、有限会社とか株式会社等というものではございません。

桜本委員 それでは、何か管理上の落ち度があってけがをただとか、死亡を起こしたとか、あるいはこの施設が業務上火災を起こしてしまったという場合、どの会社が責任を持つんですか。

相河社会教育課長 業務比率がありまして、山梨文化会館が中心になっていますので、基本的には山梨文化会館が責任を持つという形になります。

桜本委員 業務比率があったとしても、どういう分け方をしているんですか。業務ですから、全部で例えば 5 対 3 対 2 と厳密に明確に分けられるのか。一般的には今までの指定管理者というのは、例えば株式会社であったり、あるいは事業団であったりするのですが、今までの形とは全く違う共同企業体です。一般的に共同企業体は、建設だとかそういったところで一旦は受けますけれども、完成した後は、共同事業体ですので、これは解散をしますよね。どこまで共同事業体という形を使わせるのか。あるいは、今お話ししたように、代表者である山梨文化会館が全部責任を負えるというものなんですか。

相河社会教育課長 まず責任比率ですけれども、5 2 対 2 8 対 2 0 で山梨文化会館が一番多くなっているんですけれども、今委員御指摘のように、最後には山梨文化会館で責任をとっていただく体制になっています。

桜本委員 体制というか、約定上どこかで明確になっている部分はあるんですか。決まっているんだったら、その条項を読んでください。

相河社会教育課長 3 者の中の協定書がありまして、その中にはうたってあるんですけれども、大変申しわけないです、今それは用意してございませんので、ここでこうとは言えないんですけれども、一応そういう形で位置づけはしてございます。

桜本委員 指定管理者を決める中の判断基準として、その 3 者の共同事業体がこういう比率でやるというのは、指定管理を受ける側としては提示しなければなりません。でも、それは事業配分であって、責任配分と割合分担は違うと思います。業務配分イコール責任配分なんていうことはあり得ません。

山梨文化会館の社長が責任を持つということは、これは一番大事なことです。1 年間に 1 1 万 5,000 人の人が往来をしている、非常に危険性が多い、そして、24 時間の警備だということに、大切な蔵書もたくさんある。そういった中で責任範囲が業務配分と同じですといった責任配分はないと思います。生

命、財産にかかわることですから。明確にしてください。

相河社会教育課長 ちょっとお時間をいただければ大変ありがたいんですけども。

遠藤委員長 暫時休憩といたします。

（ 休 憩 ）

桜本委員 例えば事故があって相手が県民であった場合、理事会を開催して、責任の範囲を決めるなんていう、そんなややこしい相手先でいいんですか。要するに、理事会で合議の協議の上ということになるわけですよね。それでは、3者が、「うちの責任はないよ」「うちでもないよ」「うちでもないよ」という中で、裁判を逆に起こされるということにつながりませんか。事が起これば1対1の関係ですけども、それが3つの責任範囲を理事会で協議して決めるということであれば、三者三様の言い方で、裁判上事がうまく調整できなかつたら、そこで法廷闘争をするわけですが、その部分は明確になるんですか。山梨県の弁護士、例えば関係している弁護士に相談して、そのような内容で大丈夫なのか意見みたいなものはもっているんですか。今話を聞くと、非常に怖い状態になっていると思います。

相河社会教育課長 委員さんの御指摘のとおりなんですけれども、こちらにありますのが、全担当者が連帯して責任を負うものとなっていますので、私のところは関係ありませんということは基本的にはないと思うので、比率のみをそこで話し合うということであります。ですから、今言ったような心配はないかと思っています。

桜本委員 あなたが心配ないということではなくて、連帯して責任を負うということはいわゆる連帯でも、例えばそれが90%、5%、5%になるのか、いや、そんなことではなく、直接業務的なものがあなたの会社の比重が高いんだから、あなたの会社が100%責任を負うんですよとなりませんか。連帯して責任はわかりますけれども、その責任の中の案分というか、それはその3者の中で協議して決めるということであるから、そういった専門家同士のやりとりが生まれるんじゃないですか。

相河社会教育課長 基本的に先ほど申し上げましたように分担する業務の内容が随分違いますので、そうしますと、事案によってこの場合にはやはりこちらのほうの比率が高くなるということがある程度明確になってくるんじゃないでしょうか。

桜本委員 指定管理という業務の内容は、その3者の共同企業体で打ち合わせした内容で、山梨県と契約してあるわけですから、もう何も言う必要はありません。しかし、事が起きた場合の損害賠償に対する補償というのは、やっぱり相手を一本化させておかなきゃならない。これはやっぱり何かあったときの混乱を未然に防ぐため県からの要望だとかそういった話をしなければならぬんじゃないですか。私も法律家ではありませんし、課長も法律家じゃないと思うんです。やっぱり事が起きてからではなくて、事が起きる前に未然に防ぐ。それはやはり委託契約を結んでいる県の弁護士に対して、こういったことが起きた場合不都合がございませんかということは初めにやっておいてもいいんじゃないですか。

深澤教育次長 ただいまのような事案がもし発生した場合、3者の間でトラブルになって負

担割合が決まらない場合には、例えば山梨文化会館がとりあえず相手方に全額補償して、その後その 3 者で裁判になるうが、それはその中で決めてもらうということになるうかと思いますが、それは今この協定書では決まっておきませんので、そこら辺は委員御指摘のとおりまた弁護士に相談しまして、この書きぶりでのいいのかどうか、検討したいと思ひます。

桜本委員 書きぶりでのいいのかどうかではなくて、県として行政が民間と契約する場合は、このとおりの契約でのいいのか、最初に弁護士に相談するんじゃないですか。教育次長からそんな答弁されては、行政としても山梨県としても心配です。事前に見てもらおうというのが当たり前のことじゃないんですか。職員の中に弁護士が居るんですか。

深澤教育次長 今、委員がおっしゃったような、指定管理者制定当時、弁護士に相談したかどうか確認をいたしまして、もし確認をしてなければ、それは改めて確認して適切に対応してまいりたいと思ひています。

桜本委員 今まさにこの後起きるかもしれません。あるいは、今夜起きる可能性もある。そういった不安視されたものが今ここで発覚したのであれば、行政としてすぐ動くのが当たり前じゃないですか。年間 11 万の人たちが利用している施設ですよ。いかがですか。

深澤教育次長 委員御指摘のとおりでございます。早急に対応してまいりたいと思ひます。

桜本委員 早急というのは、きょうなのか、今週中なのか、今月なのか、今期中なのか、どこを指しているんですか。

深澤教育次長 早急というのは速やかにということでございますので、今、何日までということは申し上げることはできませんけれども、速やかにということに対応してまいりたいと思ひます。

桜本委員 それでは、速やかにお願いします。
それで、相手方はどういった施設賠償責任保険に入っているんですか。
一般的にこういった会議をやる中で、相手の委託契約書を用意しておき、生命、財産にかかわるようなもの、保険もどういった内容のものに入っているかも用意しておく。そういったものがあって初めてこういった会議が成り立つんじゃないですか。

相河社会教育課長 委員御指摘のとおりでございます。そのようなものをきちんと用意しておかなかったのは大変申しわけなく思ひています。またお時間いただければすぐ用意はさせていただきますけれども、そこら辺のところいかがでしょうか。

桜本委員 私たちは、県の施設を民間に委託をして、民間の業務の中で事が起きた場合は、行政側が責任を負わなければならない、あるいは指定管理されているところが責任を負わなければならない。それがどういった形の契約をしているかも知らないなんていうことは、あり得ませんよ。家庭の中では、例えば課長の息子さん、あるいはお嫁さん、あるいは家族がどういった保険に入っているのかは、例えば 1 つのファイルに入っていて、何かそういったこと的时候、打ち合わせのときにはすぐわかるようにしておきますよ。生命、財産に関する補償という

のは一番大事なことはないですか。ちょっとないがしろにしているませんか。

相河社会教育課長 委員のおっしゃるとおりでございまして、一番大切な部分について知らない、もしくは準備しておかなかったことについては大変申しわけなく思っています。そこら辺について準備はよろしかったらさせていただきます。

桜本委員 石原課長、これからはこの委員会の臨む持ち物を列挙させてください。旅行に行くときには、旅行会社等が持ち物といって書くでしょう。保険証は忘れないとかパスポートは忘れないとかと同じように、やっぱり列挙しなければ、今までここに大勢の顔が並んでもわからないじゃないですか。「今持ち合わせておりません」、持ち合わせてないんだったら、初めから石原課長が、こういったものを用意してくださいというものをちゃんとわかるように各課長に、部長を通じてでも通知してください。

石原行政改革推進課長 委員御指摘のとおりでございまして、円滑な審査に非常に支障をきたしておりまして、まことに申しわけございません。今後当方から各部局には、必要最小限こういう用意をしておくようにと、あるいは、今まで御指摘いただいた部分も含めまして、資料もよりよいものにして今後臨みたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

遠藤委員長 1つ目の指摘で保険等の説明が今できないということなので、休憩を入れれば用意できるんですか。

相河社会教育課長 用意させていただきます。

遠藤委員長 委員各位に申し上げます。今、社会教育課長から申し出がございましたけれども、これを受けるとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

遠藤委員長 それでは、資料が用意できますまで、暫時休憩いたします。

（ 休 憩 ）

上田委員 県立図書館、利用者が非常に多くて好評だと聞いています。施設も立派で本当にいいことだと思いますけれども、さらに利用者には便宜を図ったり、利用向上を図ったりするために、サービスを向上することも大事だろうと思うんです。それで、お聞きしたいのですが、図書館の直営の部分と、それから、指定管理に移した部分があると思うんですけれども、その基本的な考え方をまず教えていただけますか。

相河社会教育課長 こちらのA3資料の8ページをごらんいただきたいと思います。左側に県の直営の部分がございます。これを見ていただければわかりますように、図書館の中核となるサービスとか、運営方針、レファレンス、カウンターサービスということで、いわゆる県民の皆様の本を貸し、返していただくことや、読書活動の促進など、県の皆様方の読書の需要に対する一番中核的な業務でありまして、これについては県で責任を持ってきちんと対応させていただきたいということでございます。

右側の指定管理の部分ですけれども、施設・設備の維持管理業務とか交流エリアの管理業務で、こちらはやはり民間のそういうノウハウを導入しまして、より効率的な、皆さんにとっていわゆる満足度の高いような運営をしていくことを指定管理者にお願いをしているということでございます。

上田委員 書いてあるのでそういうことなんだろうと思いますが、指定管理者はどのような部分を、その切り分けの仕方を教えてもらえますか。

相河社会教育課長 直営の部分ですが、簡単に申しますと、司書でなければ行えない業務でございます。その部分は直営で行う、それ以外の部分については指定管理という切り分け、考え方でございます。

上田委員 県立図書館ということなので、専門の本も結構あつたりするんですけども、例えば利用者がどこを見たらわかるのかといった案内、サービスをしてほしいという意見も幾つか聞くんですけども、それはどちらの業務なんですか。

相河社会教育課長 それは直営の部分でございます。そういうことは、司書が対応いたしますし、また、それ以外にも例えばこういう情報が欲しいとかレファレンスサービスも直営のほうでやってございます。

上田委員 説明でも結構ボランティアに活躍していただいて成り立っているとお聞きしているのですが、そういう中で、お金のかかる話は当然あるんでしょうけど、例えば月曜日は医療関係とか、そのような専門家の方をボランティアで置いて案内していただくとか、そのようなことは可能なんですか。

相河社会教育課長 現状ではそのようなサービスは行っていないわけですが、今委員からそのような御指摘がございましたので、図書館とも相談いたしまして、そういうサービスができるかどうか検討させていただきたいと思っております。

上田委員 検討されるということは、可能性がないということじゃないという理解でよろしいでしょうか。ボランティアでどなたかがやっていただけて、それがサービス向上になるのであれば安直に思うわけですけれども。それは指定管理でなく、県の直営に御相談みたいな形でよろしいでしょうか。

相河社会教育課長 県の直営の部分でボランティアも行っていますので、もちろん直営のほうでそれについては検討させていただく。話が全然違って大変申しわけないんですが、子育て支援総合窓口の「かるがも」でもやはりそういう専門の方に来ていただいて相談するというのをやっていますので、前向きに検討させていただきたいと思えます。

上田委員 わかりました。ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

高野委員 概要説明書の 1 ページの設置目的に図書全般のことが書いてあるんだけど、それは枠外にしてもらって、主な事業の内容を別扱いにでもしてもらわないと、まるで指定管理者が図書館を回しているような印象を受ける。実際、指定管理者職員 12 人対して県職員は 42 人である。こんな大きな数字の違いというのも直接指定管理とは関係ない。この 42 人に対する県の図書館費というのは幾らぐらいあるか。

相河社会教育課長 資料 9 ページをごらんいただきたいと思います。9 ページに支出で職員給与と費がございます。金額は 1 億 7,349 万 4,919 円となります。

高野委員 この図書館費というのは、指定管理も含めて全部で幾らの予算になっているということかな。

相河社会教育課長 大体 4 億 3,000 万円ぐらいでございます。

高野委員 基本的には図書館の運営というのは山梨県として幾らかかっているのか。あなたたちは、指定管理と言え指定管理の数字、図書館費の数字というのは全然かけ離れたページにあっては把握のしようがないじゃないか。山梨県の図書館をどう回しているのか。これは基本的には図書館全体の話じゃないのか。この 1 ページに書いてある設置目的から何からは、指定管理者と関係ないじゃないか。一番下に書いてある主な業務の内容だけが指定管理の業務じゃないのか。これでは、まるで山梨文化会館が図書館を全部運営している意味にしかとれないけど、おかしくないか。

相河社会教育課長 委員のおっしゃるとおりでございます。指定管理施設調査特別委員会ということで、ついそちらに重点が行ってしまったんですが、おっしゃるとおり、本当に県としてこの図書館をどう回していくのか、それが一番大切なところでありますから、こういう表記というのはやはり望ましくないかなと大変反省しております。大変申しわけございませんでした。

高野委員 それはあなたたち、基本的に教育委員会が間違っているんだ。例えば指定管理者委託料が、2,700 万円、8,200 万円、8,300 万円とあるけど、これと同じように 8,300 万円になると、4 年何カ月かの部分で 3 億 5,000 万ではおさまらないが、来年、再来年は下がるということか。

相河社会教育課長 平成 24 年度が 11 月から 3 月ということですが。

高野委員 そんなもの、数字で書いてあるからわかるよ。じゃ、その 3 つを足してみる、幾らになるのか。

相河社会教育課長 指定管理者委託料のこの 3 年間を足しますと、1 億 9,401 万 7,893 円になります。

高野委員 5 年間の指定管理料の約 3 億 5,000 万円からその金額を引いた金額の残りが幾らになるか。

相河社会教育課長 残りがあと 1 億 5,699 万 5,107 円ということになります。

高野委員 この金額が 25 年から 26 年に少なくとも 100 万円ふえているわけだ。あと 2 年ずつ 100 万円ずつふえたら、この 3 億 5,000 万円という計算式に合わないじゃないか。これは、どうなっているのか。

相河社会教育課長 これに関しましては、消費税が上がりましたので、この金額は上がってし

まったということでございます。

高野委員 じゃあ、消費税が上がったときに、変更契約が何かしてあるわけだ。

相河社会教育課長 はい、変更契約はしてございます。

高野委員 それを明記しないと、出てこないじゃないか。2年間で当初予算よりも例えば500万円、600万円ふえたときに、これは議会承認要なのか、要らないのか。議会承認的には、ちょっと許せない話だ。それはあんたたちが例えばこの5年間については、当初契約時の5%じゃ5%で行くのか、上がった時点で8%にしたという部分は、数字の理解ができないじゃないか。説明があればまだしも、説明もなくただ書いて、この辺はどういう説明をしてくれるんだ。特に行政改革推進課ではどういう感覚でいるのか。

石原行政改革推進課長 今、教育委員会の部分を確認したんですけれども、平成26年度からは消費税アップ分を含めて債務負担行為の議決を26年度から向こう5年間とってあります。この場合のように、それ以前から債務負担行為をとってある場合であっても、百分の五と百分の八の差額は上乗せして議決をとってございます。

高野委員 消費税が3%上がった部分は、例えば3年前の契約だから5%のままの契約とかというんじゃないのか。別に県税で払うからいくら払っても構わないという認識なのか。契約時は消費税5%でやっているわけだろう。そういう努力は何にもなく、ただ法的にこうした、ああしたで、終わりということか。

石原行政改革推進課長 これは指定管理者の責によるとかいうものではなくて、消費税、法令の改正によって必要最小限そういったものはかかるということで、委託料は増額をしているという認識でございます。

高野委員 消費税が上がったのは平成26年度からということとは、25年度と26年度のこのちょうど差額は、消費税相当額ということか。

石原行政改革推進課長 そういうことでございます。

高野委員 では、その指定管理者委託料と、2ページの収支の状況の、収入合計というのは、何が入ってこういう金額になっているか。収入というのは指定管理に対する委託料しかないと思っていたんだけど、違うものがあるのか。

相河社会教育課長 4ページの収支状況をごらんいただきたいと思います。4ページの収入なのですが、施設管理者委託料のほか、施設利用料と、その他として、カフェ、コピー、雑収入等がございまして、全部含めて収入となっています。

高野委員 施設利用料が全部指定管理者に行ってしまうのか。図書館の本というのは県有財産じゃないのか。これでは、入場料金が全部指定管理に行ってしまうということか。それとも、分けてあるのか。

相河社会教育課長 県立図書館設置及び管理条例の第11条で、イベントスペースまたは駐車場を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければいけないという

ことになっております。そして、利用料金の第 13 条、第 11 条第 1 項の承認を受けた者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とすとなっています。ですから、それはそのまま指定管理者の収入になる、いわゆる利用料金制をとっているということでございます。

高野委員　　そういう決めかどうかわからないけど、実質は 12 対 42 の職員が分配されているにもかかわらず、利用金額だけは指定管理に入るというその決め方がおかしいな。ほかにあるんじゃないか。例えば使用料は直に行くとか。自動販売機だって、直に県へ入るものと指定管理へ入るものとそれぞれ違うんだけど、これは全て山梨文化会館へ入るということだな。

相河社会教育課長　これに関しましては、指定管理者が頑張れば自分たちの収入になるということがございますので、そういう意味でモチベーションを上げるためにも非常に有効かと考えています。

高野委員　　それが有効かどうかを調べるための委員会だから、そんな必要はないと思えば、これは変えることもできるということだな。

石原行政改革推進課長　利用料金は、今申し上げましたとおり指定管理者のモチベーションを上げるということが 1 点と、あとは、県が使用料などで収入すると人件費もかかるので、そういう手間を指定管理者にお任せするという側面もございます。

現状、施設の利用料金制をとってないのが、例えば美術館、それから、国際交流センターなどがありますが、法令に基づいたり、あるいは管理運営をする上で県が直接やったほうが望ましいというものは直接県の使用料として歳入としていて、そうでないものは指定管理者にお任せしているという、基本的な分けがありますので、それがもし民間に任せるわけにいかないということであれば、県直営の施設とかという根本論議にはなってきます。以上です。

高野委員　　せっかくの図書館だから、いかによりよい運営をしていくかなんだけど、きょう話に出た自動販売機の売り上げとか、簡単に言えばこのカフェと同じだな。これとは別に、さっき桜本委員が言った保険だけど、保険というのは財産に掛かっているものであって、蔵書は県財産でしょう。

相河社会教育課長　おっしゃるとおりでございます、県の財産ですので、火災保険は管財課で入っている状況でございます。

高野委員　　さっきの保険の金額だけど、あくまでも県が図書館に保険を掛けているんじゃないのか。

相河社会教育課長　いわゆる火災保険に入っているのみでして、蔵書に対しては特に保険は入ってございません。

高野委員　　さっきは、蔵書も指定管理の保険へ入っているようなことを言うから、誰がどこの保険会社に掛けているかという話をしたんだけど、あなたは、山梨文化会館の社長の名前で保険料を掛けたと言ったよね。その保険料は蔵書がなければ何なのか。蔵書じゃないことは間違いのないよな。文化財的蔵書的なものは何にもあそこにはないからいいんだ。

相河社会教育課長 さっき私がお話をさせていただいたのは、指定管理者で何か利用者に備えたりとかして、火災保険の中に蔵書が含まれているのかどうかに関しまして、今そこら辺がわかりません。それについて、また休憩では大変申しわけないですけれども、例えば後でお知らせではまずいでしょうか。

高野委員 だけど、蔵書だけじゃないよ。図書館で本を並べるには重機も結構ある。あそこの重機は何千万とかかっているはずだよ。5,000万円以下ということはあり得ない。そういうものに対する保険はどうなのか。

相河社会教育課長 主要備品に関しましては、それは入っております。ただ、蔵書に関しては、わかりません。大変申しわけないです。

高野委員 図書館に入っている本というのは県の財産だ。あなたたちがそれをわからない。貴重品だってあるわけだ。山梨県の特別なものだって幾つもあるわけだよ。そういうものがありながら保険すら掛かっていないということも問題だし、保険が掛かっていてもあなたたちが知らないことも問題だ。図書館を運営するためのあなたたちの努力、答える側と実際の図書館に働いている人たちとの乖離が大き過ぎて話が何か通じない。行政改革推進課長はどう思うか。

石原行政改革推進課長 まことに申しわけないですけれども、昨年来から我々も反省はしておりますけれども、所管課があまりに現場のことを知らな過ぎるということは重々感じております。

高野委員 教育委員会に対してそんなこと言っているのか。

石原行政改革推進課長 教育委員会に限らず、昨年度全部局でそういうお話をいただいておりますので、本会議でもいつもそういう答弁をさせていただいておりますので、それは認めております。

高野委員 だけど、図書館をつくる時に、主体は企画課がやっていたんじゃないかと思う。さっき言った答えに、例えば保険の問題とかあったが、図書館の準備室があったかもしれないけど、企画課が一番基本的に関わっていたんだよな。行政改革推進課はその前の話だから。ちょっと乖離しているという話について、企画課ではどう思っているのか。

上野企画課長 大変申しわけございません。石原課長からありましたけれども、やはりつくる時には結構熱心にやっても、運営に入って安定期に入ってしまうと、細かいところの確認が疎かになる部分もあるかと思えます。そういう意味でも、改めて施設を含めた業務について、基本的なものを確認しながら作業を進めていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

高野委員 変なことってはだめだよ。安定期なのか。例えば、利用者がもっとふえて、お金の差額が出れば、あと2年だから、その次の指定管理をやりたいといったときに、委託料を下げたりするためにこの委員会があるんだから。ただ聞いて終わりの委員会ではない。おかしいと思ったら、次の委託費は下げなければ無理だという結論を出すための特別委員会なんだから、安定期なんて言うのはだめだ。今からもっと上がって、もっと利用収入もいろんなものがふえないと。何かやればやりっ放しでそのままでもいいなんて、一年一年の決算じゃなくて5

年の決算だとみんなの認識では思っている気がするけど、教育委員会に聞いてもよくわからないから、企画課と行革改革推進課で、基本的なスタンスを 2 人で話をしてみてください。

上野企画課長 安定期と申しあげましたのは、施設建設という大きな山を乗り越えて運営が軌道にのった状態という意味でありましたが、指定管理というのは、現在ほとんどの施設が 5 年というスパンでお願いをしているところでもあります。そういう意味で 5 年ごとの契約の見直しということになります。こういう場でさまざまなアドバイスを受けながら次の 5 年にきちっとつなげていけるように頑張りたいと思います。以上です。

石原行政改革推進課長 ただいま企画課長から、指定管理期間、次の 5 年というお話もありましたけれども、昨年来から指定管理期間の見直しについても検討させていただくお話をさせていただいております。ですから、こうして委員の皆様から、いろいろ御意見等賜りながら、指定管理期間とか、先ほどおっしゃいました利用料、またそれに伴う委託料といったものの見直しも昨年から検討を続けているところがございますので、決して 5 年のスパンで悠長に考えるというスタンスではございません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

（執行部説明）

桜本委員 説明資料の 36 番、37 番に、県営住宅が出ていますけれども、全く表記がありません。改修とか全くやられてないんですか。

石原行政改革推進課長 これは建築住宅課で確認をいたしまして、改修はしていないということでございます。

桜本委員 私はよく、塗装のやり直しだとか現場で見ていた気がしますが、本当はないんですか。例えばこの中だって大分古いものもあると思ひます。

石原行政改革推進課長 内装とかそういった改修は当然あるんですけども、主だったものを掲載し、額が極めて低いものは今回間に合わないの、抜かしてもらいました。全て入れますとかなり膨大なものになるので、間に合いませんので。

桜本委員 ここに来て間に合わないとかではなくて、今までの話では、もうこれ以上ありませんということだったのでしょ。それがここに来て、小さいものは間に合わないからと言って急に話を変えてくる。では、一体この施設内容及び改築工事の状況については、例えば委員長と話をし、どのぐらいのものにしたんですか。今までも、かなり小さいものだって、入っていますよ。何をもってここに表記をしているんですか。

石原行政改革推進課長 追加をさせていただいたのは、改築に限らず主な改修ということで電話による調査を行いまして、先ほどおっしゃいました壁の塗りかえとかもありますけれども、そこまでは今回拾い込みをしていないということでございます。

遠藤委員長 朝にも申しあげましたけれども、利用に影響があるような改良等があった場合は書いていただき、それをまとめてくださいということなので、委員会が求めた資料とは全く違ふと判断したいと思ひますが。

（「それ、委員長にお任せする」と呼ぶ声あり）

遠藤委員長 この件に関しましては委員長にお任せいただきたいと思います。

その他 ・青い鳥福祉センターについては、部局審査の対象とすることとなった。
 ・山梨県住宅供給公社のファミリー賃貸については、資料が整い次第、後日審査することとなった。
 ・審査意見書については、部局審査及び現地調査の対象となっていた施設法人のうち、山梨総合研究所、山梨県青い鳥福祉センター、山梨県住宅供給公社を除き、8月3日までに事務局宛てに提出することとなった。

以 上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長 遠藤 浩